



高原 第 1 号
平成27年 2月13日

避難計画を案ずる関西連絡会

(グリーン・アクション／原発なしで暮らしたい丹波の会／
脱原発はりまアクション／原発防災を考える兵庫の会／美浜の会)

高島市長 福井 正明



「高浜原発3・4号再稼働、事故時の避難計画等に関する要望書」
に対する回答について

平素は、本市防災行政にご協力を賜りありがとうございます。

平成27年 2月 3日付けで提出いただいた要望書につきまして、下記のとおり回答
させていただきます。

記

1. 大阪市等では、高島市民を受け入れる最終避難所が決まっています。危険区域にある避難所の見直しも、大阪府各市町村で検討中の状況です。大阪府の避難受け入れ体制はできていません。避難計画ができていないもとで、高浜原発3・4号の再稼働を認めないでください。

【回答】

本市においては、国の指針や滋賀県地域防災計画の見直しを踏まえて、昨年8月25日、「高島市地域防災計画（原子力災害対策編）」と「高島市原子力災害住民避難計画」の見直しを行いました。

この避難計画は、福井県内の原発事故を想定し策定したものであり、原発が本市近傍に存在する以上、原発の再稼働に関わらず、廃炉処理が完了するまでの間は、事故の可能性はあると考えています。

また、避難先だけでなく、避難交通手段や避難経路の確保、道路の交通渋滞解消が大きな課題となっています。特に、避難道路の要となる国道161号バイパスの高架工事や拡幅工事に関して、国に早期整備を要望しているところです。

県外への広域避難の際の受け入れ先となる「大阪府が提供する避難先」につきましては、最終避難先が確定している施設と未確定の施設があります。今後は、最終避難先施設がすべて確定するよう、滋賀県を通して協議を進めてまいりたいと考えています。

高浜原発3・4号の再稼働につきましては、現在、国の原子力規制委員会で審査が行われており、その動向を見守りたいと考えています。

2. 高浜原発3・4号の再稼働にあたっては、高島市の同意も必要であると表明してください。

【回答】

本市は、高浜原発3・4号からUPZ30km圏内に市域の一部が入り、原発事故が起こった際には、「屋内退避」や「避難の準備」をする防護対策地域となっています。

高浜原発3・4号に関して、本市は立地自治体ではなく、隣々接の自治体ですが、立地の有無に関わらず、原発再稼働に関し法的な同意は必要とされておらず、再稼働の是非につきましても、最終的に国の責任において判断されるものと考えています。

また、高浜原発の安全協定が現在も未締結であることから、滋賀県と連携し、関西電力(株)に対して協定の締結を求めてまいりたいと考えています。

3. プルサーマルは危険な原発をさらに危険にします。プルサーマルの安全性を判断するための審査基準はなく、これでは安全性は評価できません。プルサーマル反対と、それを前提にしている高浜原発3・4号の再稼働に反対を表明してください。

【回答】

高浜原発3・4号に関する新規制基準適合性審査につきましては、現在、国の原子力規制委員会で審査が行われており、その動向を見守りたいと考えています。

4. 高浜原発3・4号の再稼働の前に、安全性と避難計画の問題、再稼働の是非について、規制委員会に住民の意見を聞く説明会を求めてください。

【回答】

原子力災害から市民の生命、身体および財産を守る責務のある市としましては、国および関西電力(株)に対して、原発の安全性に関する説明責任を果たすよう求めてまいる所存です。

(問い合わせ先)

高島市 政策部総合防災局 原子力防災対策室

TEL : 0740-25-8133 FAX : 0740-25-8102

E-mail : bousai@city.takashima.lg.jp